

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

さぬき市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせ下さい。

収入が減って
家計が苦しい

失業して、
家賃が払えない

公共料金に
滞納がある

求職活動が
うまくいかない

相談相手が
いない

債務の返済で
困っている



お問合せ先

さぬき市社会福祉協議会（※さぬき市自立相

談支援センター「おうえんネット」）

電話：0879-26-9940

受付時間：（月～金8：30～17：15 祝祭日除く）

所在地
さぬき市寒川町
石田東甲935-1
（寒川庁舎3階）

住居確保給付金のご案内

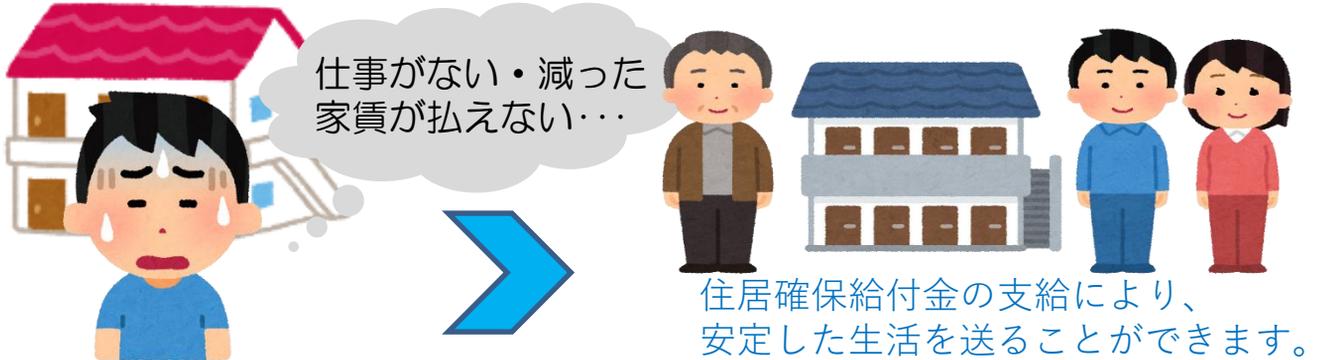
令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄												
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>												
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※さぬき市の場合 (単位：万円)	<input type="checkbox"/>												
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td>7.8万円</td><td>11.5万円</td><td>14万円</td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td>3.2万円</td><td>3.8万円</td><td>4.2万円</td></tr></tbody></table>			単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額（月額）	7.8万円	11.5万円	14万円	支給家賃額（上限額）	3.2万円	3.8万円	4.2万円
		単身世帯	2人世帯	3人世帯									
収入基準額（月額）	7.8万円	11.5万円	14万円										
支給家賃額（上限額）	3.2万円	3.8万円	4.2万円										
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>												
ハローワークに求職の申し込みをしますか？	<input type="checkbox"/>												

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の（さぬき市自立相談支援センター）に相談してください。